

議案第 7 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

第1編 関係条例の一部改正

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号並びに第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(野田市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 野田市職員の分限に関する条例（昭和26年野田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(野田市環境保全条例の一部改正)

第4条 野田市環境保全条例（平成8年野田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第56条及び第57条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(野田市消防団条例の一部改正)

第5条 野田市消防団条例（平成10年野田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(野田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（野田市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第7条 野田市行政不服審査法施行条例（平成28年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正）

第8条 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成30年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（野田市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第9条 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年野田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正）

第10条 野田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第55条から第57条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第11条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治

40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第12条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する条例の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例(以下これらを「刑法等一部改正法等」という。)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の野田市一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第17条第4項並びに野田市職員

の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

提案理由

刑法等の一部を改正する法律による刑法の改正に伴い、関係条例の規定を整理しようとするものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年野田市条例第32号)(第1条関係)

改 正 案	現 行
第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限	第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。 (1)・(2) (略) (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの 第19条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合 (2) (略) 2 (略) 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限

りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)	りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3) (略) 4～6 (略)
--	---

○ 野田市職員の分限に関する条例（昭和26年野田市条例第33号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
(失職の特例) 第8条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>拘禁刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。 2 (略)	(失職の特例) 第8条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至った職員のうち、<u>禁錮の刑</u>に処せられ、その刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとするができる。 2 (略)

○ 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）（第3条関係）

改 正 案	現 行
(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の	(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。 (2) (略) 2～4 (略) 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の

目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第1

目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第1

0 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 17 条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略)	0 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。 (2)・(3) (略) 2～6 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第 17 条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から 6 月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略)
--	---

○ 野田市環境保全条例（平成 8 年野田市条例第 20 号）（第 4 条関係）

改 正 案	現 行
(罰則) 第 56 条 第 27 条第 2 項の振動に係る部分又は第 47 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。 第 57 条 第 27 条第 2 項の騒音に係る部分の規定による命令に違反した者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 10 万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第 56 条 第 27 条第 2 項の振動に係る部分又は第 47 条第 2 項若しくは第 3 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。 第 57 条 第 27 条第 2 項の騒音に係る部分の規定による命令に違反した者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 10 万円以下の罰金に処する。

○ 野田市消防団条例（平成 10 年野田市条例第 34 号）（第 5 条関係）

改 正 案	現 行
（欠格条項） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3）（略）	（欠格条項） 第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 （1）<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 （2）・（3）（略）

○ 野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 23 年野田市条例第 1 号）（第 6 条関係）

改 正 案	現 行
（罰則） 第 15 条 第 5 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 15 条 第 5 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。

○ 野田市行政不服審査法施行条例（平成 28 年野田市条例第 1 号）（第 7 条関係）

改 正 案	現 行
（罰則） 第 12 条 第 4 条第 4 項（第 8 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第 12 条 第 4 条第 4 項（第 8 条において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。

○ 野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 30 年野田市条例第 23 号）（第 8 条関係）

改 正 案	現 行
（罰則） 第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 （1）～（3）（略）	（罰則） 第 40 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の<u>懲役</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 （1）～（3）（略）

○ 野田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年野田市条例第 23 号）（第 9 条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （経過措置） 第 3 条（略） 2～4（略）	附 則 （経過措置） 第 3 条（略） 2～4（略）

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 40 条に規定する個人情報ファイルを前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報(旧条例第 23 条第 1 項に規定する行政文書に記録されているものに限る。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。 7 (略)	5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 40 条に規定する個人情報ファイルを前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) (略) 6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報(旧条例第 23 条第 1 項に規定する行政文書に記録されているものに限る。)を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。 7 (略)
---	---

○ 野田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年野田市条例第 32 号）（第 10 条関係）

改 正 案	現 行
第 55 条 職員若しくは職員であった者、第 10 条第 2 項若しくは第 16 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 第 56 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。 第 57 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。	第 55 条 職員若しくは職員であった者、第 10 条第 2 項若しくは第 16 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 第 56 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。 第 57 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。